

山梨県公報

第二千七百三十四号

平成二十九年

十月一日

月曜日

目次

○土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定

○道路の区域変更

○建築基準法に基づく道路位置指定(二件)

公示

○平成二十九年度山梨県准看護師試験の実施

○土地改良区役員の退任

○公共測量の実施

教育委員会

○一般競争入札について

告示

山梨県告示第三百十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県森林環境部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十月二日

山梨県知事 後藤 斎

一 指定する区域 甲斐市篠原字山ノ神千三百五十五番一及び千三百五十五番二の各一部

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふつ素及びその化合物

三 指定する区域において講すべき指示措置 地下水の水質の測定

山梨県告示第三百二十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十九年十月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月二日

山梨県知事 後藤 斎

一 道路の種類 県道
二 路線名 朝日小沢猿橋線
三 道路の区域

区	間	旧の別新	
		敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
大月市猿橋町小沢字上田中四二二番一地先	旧	四・五・九・六	三九・七
大月市猿橋町小沢字上田中四二一番一〇地	新	六・六・九・六	三九・七
先まで			

山梨県告示第三百二十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十月二日

山梨県知事 後藤 斎

一 指定の年月日 平成二十九年九月二十五日
二 指定道路の位置 富士吉田市上吉田字城山東三千三十三番九
三 指定道路の幅員 最大六・〇五メートル 最小六・〇四メートル
四 指定道路の延長 五十五・一一メートル

山梨県告示第三百二十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十月二日